

■有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成28年度中間期末			平成29年度中間期末		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,100	1,115	15	2,130	2,138	8
	その他	10,000	10,482	482	10,000	10,464	464
	小計	11,100	11,598	498	12,130	12,603	473
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	150	147	△ 2	350	346	△ 3
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	150	147	△ 2	350	346	△ 3
合計		11,250	11,746	496	12,480	12,949	469

(2) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

(単位：百万円)

	平成28年度中間期末	平成29年度中間期末
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	112	112
関連法人等株式	1	1
投資事業組 outputs 出資金	776	779
合計	890	892

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成28年度中間期末			平成29年度中間期末		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	30,910	11,548	19,362	40,878	17,741	23,137
	債券	425,915	411,276	14,639	385,350	375,969	9,381
	国債	42,846	42,028	818	47,362	46,942	420
	地方債	264,982	255,348	9,633	233,107	226,960	6,147
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	118,086	113,899	4,187	104,880	102,067	2,813
	その他	46,323	44,719	1,604	51,030	49,094	1,935
	小計	503,149	467,544	35,605	477,260	442,805	34,454
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,513	5,896	△ 382	—	—	—
	債券	19,990	20,460	△ 470	26,976	27,497	△ 520
	国債	14,961	15,431	△ 469	19,163	19,659	△ 495
	地方債	—	—	—	1,897	1,900	△ 2
	短期社債	3,999	3,999	—	—	—	—
	社債	1,029	1,029	△ 0	5,915	5,938	△ 23
	その他	78,185	83,990	△ 5,805	92,144	97,507	△ 5,363
	小計	103,689	110,347	△ 6,658	119,121	125,005	△ 5,884
合計		606,839	577,892	28,947	596,381	567,811	28,570

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	平成28年度中間期末	平成29年度中間期末
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	1,482	1,480
その他	50	19
合計	1,532	1,499

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(4) 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前中間期及び当中間期における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 中間期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 中間期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。